

(仮称)布志名グループホーム A 棟新築工事 現場説明書

1. 工 事 名 (仮称)布志名グループホーム A 棟新築工事
2. 工 事 場 所 松江市玉湯町布志名 371-5
3. 工 事 概 要 木造平屋建て
4. 発 注 者 社会福祉法人 さくらの家 理事長 吉金 隆
5. 設 計 ・ 監 理 矢野建築設計事務所(有)
代表取締役 矢野 敏明
6. 見 積 用 図 書 設計図(仕様書含む)一式
標準仕様書(優先順位 とする)
現場説明書
特記説明書
設計図 A1 A3 サイズの購入も可
共通仕様書(最新版)
設計図書の販売について
設計図書の販売場所:(株)アイピーシステム 松江市北田町 5-12
7. 工 事 範 囲 設計図並びに現場説明書とし、本工事に必要な仮設・補修・近隣対策、
各工事中の届出等、工事完了までに必要な電力・水道等も工事範囲とする。
その他備品工事の取りまとめをする。
8. 工 期 工事着手 令和 5 年 8 月吉日 工事竣工 令和 6 年 3 月 29 日
9. 入 札 日 時 令和 5 年 8 月 30 日 10:00~
10. 入 札 場 所 忌部公民館 2F 大ホール
11. 落 札 者 予定価格以下の者で最低価格入札者を落札者とする。
落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の 100 分の 10 に
相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数
金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税
事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の
100 に相当する金額を入札書に記載すること。

12. 契 約 A. 契約
契約は、民間（旧四会）連合協定「工事請負約款」等の定めるところによる。
- B. 工事保証
建物の不具合は下記に基づき、請負者が迅速丁寧に復旧しなければならない。
- イ. 建物全般 2年
 - ロ. 防水に関わる部分 10年
 - ハ. 躯体等 10年
- C. 工事保証の調査
建物引渡し後、半年、1年及び2年時に関係者立会の上、工事付近の調査を行い、必要があれば無償で保証する。
- D. 支払い
別途協議による。
13. 入 札 書 宛 先 社会福祉法人 さくらの家 理事長 吉金 隆
14. 入 札 回 数 再度入札は2回までとする。
15. 質 疑 応 答 提出期限：令和5年8月18日 午後1：00までに文書をもってなすこと。
応 答：Mailにて応答
提出先：矢野建築設計事務所（有） 担当：原
Mail：k-hara@t-yano.com
16. 技 術 関 係 (1)主任技術者（監理技術者）は、下記の資格を有するものとする。
- ・1級建築士又は1級建築施工管理技士 1名
 - ・1級電気工事施工管理技士 1名
 - ・1級管工事施工管理技士 1名
- (2)主任技術者（監理技術者）の他、下記の専任の技術者を置かなければならない。
- ・1級建築士又は1級建築施工管理技士 名
 - ・2級建築士又は2級建築施工管理技士 名
- (3)施工図の作成
施工図、原寸図及び納まり図等施工に必要な図面は、監督員の指示により作成し承諾を受けること。
- (4)労働災害の防止
工事現場の安全衛生管理に当たっては、建築基準法、労働安全衛生法及び労働基準法等関係法令に従い、施工管理とともに労働災害防止に努めなければならない。
- (5)施工に当たり現場付近の道路、樹木、工作物等に侵害を与えた場合は、請負者負担によって早急に復旧しなければならない。
- (6)工事現場を表示する看板を設置する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けて設置しなければならない。
- (7)請負者は、元請、下請け関係については建設業法その他関係諸法令に従いその適正化、合理化に努めなければならない。
- (8)下請負人を定めたときは、下請負人の商号又は名称、代表者氏名、営業所所在地建設業許可番号、下請負に対する範囲を記載した「下請負人届」を提出しなければならない。
- (9)仮設便所は必ず設置し、清潔に保つこと。
- (10)工事に要する資材、その他の物品について、市内で調達できるものについては、極力市内の取扱業者より購入するように努めること。

17. 官公庁その他への
手 続 き
- (1) 建築確認申請書の作成手続きは設計者で行う。
 - (2) 工事施工に必要な諸手続き、仮設電力、上水等の引込み手続き、道路その他他人管理の諸手続きは一切請負者で行いその費用を負担する。尚、官公庁の許認可書及び契約書等の本書控えの写しをまとめたものを提出すること。
 - (3) 工事に伴う近隣等への対策、苦情処理については一切請負人において適切に処理解決しその費用を負担する。
 - (4) 本工事に伴う工事車両については、第三者への危険を防止し周辺の交通など適正に配置し万全を期すること。
 - (5) 万一第三者の生命財産に障害が生じた場合及び第三者との間に紛議が発生しても、請負者において処理解決し賠償の責を負うものとする。
 - (6) 引渡し時に諸設備、諸材料についての取扱い要領書・メンテナンス要領書を作成のうえ提出しその説明を行い、建物、設備の稼動に支障のないようにすること。
 - (7) その他各種保険・保証書・仕様承認書等監督員の指示に従って、後日検査等に支障がないように提出すること。

18. その他特記事項
- (1) 工事報告及び工事写真
本工事請負者は、工事期間中下記により報告書及び写真を係員に提出すること。
 - ・全体工程表 着工前 2部
 - ・月間工程表 監督員の指示 2部
 - ・週間工程表 監督員の指示 2部
 - ・工事出来高報告書 毎月末 2部（内1部現場保管、竣工時製本提出）
 - ・作業員出勤表及び資材入荷表 監督員の指示 2部
 - ・工事報告写真 監督員の指示 2部（内1部現場保管、竣工時製本提出）
 - ・特に注意を要するものは、その都度報告すること。
 - (2) 竣工図及びCD-Rの提出
竣工図及びCD-Rは竣工後15日以内に製本2部及びCD-R1枚を提出すること。
 - (3) 設計図書に記載のない事項でも技術常識により、当然本工事に含まれると認められるもの又は軽微な変更については、すべて監督員の指示により施工するものとする。この場合において工期及び請負金額は変更しないものとする。尚、工事施工上の問題点はすべて発注者及び監督員と協議し、その指示に従うこと。
 - (4) 本体建物工事完了後、検査を受ける場合には次の書類を整備し、調査を受けなければならない。
 - ・工事請負契約書（現場説明初頭契約条件となる書類を含む）
及び工事設計図書一式
 - ・資材検収簿
 - ・工事写真綴
 - ・工事管理報告書
 - ・関係法令手続き一覧